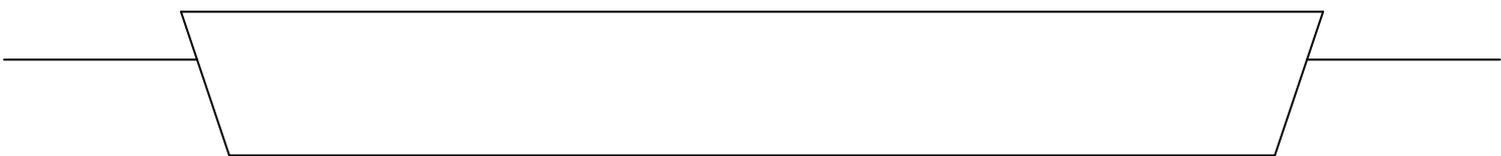


第2次

# 西条市男女共同参画計画



(案)

西 条 市

# 目次

第1章	計画の理念	1
第2章	計画の概要	2
1	計画策定の趣旨	
2	計画の目標	
3	計画の性格	
4	計画の期間	
第3章	計画策定の背景	4
1	世界・国の動き	
2	愛媛県の動き	
第4章	計画の体系及び内容	6
1	計画の体系	
2	計画の内容	
	<b>主要課題Ⅰ 男女の人権の尊重</b>	9
	重点目標① 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶	
	② メディアにおける人権の尊重	
	③ 生涯を通じた女性の健康支援	
	<b>主要課題Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革</b>	16
	重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	
	② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	
	<b>主要課題Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大</b>	20
	重点目標① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
	② 女性の能力開発等の支援	
	③ 様々な分野における男女共同参画の推進	
	<b>主要課題Ⅳ とともに支えあう家庭と地域</b>	25
	重点目標① 男女がともに参画する家庭・地域づくり	
	② 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	
	③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備	

主要課題Ⅴ	働く場における男女共同参画	・・・・・・・・・・	31
重点目標①	男女均等な雇用環境の整備		
②	多様な働き方を可能にする労働環境の整備		
③	農林水産業、商工自営業における男女共同参画		
第5章	推進体制	・・・・・・・・・・	37
1	計画の進行管理・公表		
2	西条市職員の研修機会等の充実		
3	国・県・関係機関・市民との連携		
4	目標数値	・・・・・・・・・・	38
参考資料			
男女共同参画社会基本法		・・・・・・・・・・	40
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		・・・・・・・・・・	47
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律		・・・・・・・・・・	63
男女共同参画へのあゆみ		・・・・・・・・・・	78
市民意識調査概要		・・・・・・・・・・	82

(参考資料は添付していません。)

## 第1章 計画の理念

西条市は、市民一人ひとりが性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 第2章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会の実現」は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体が思いやりの気持ちを持ち、一丸となって取り組むべき最重要課題です。

本市においては、平成18年3月に「男女共同参画計画～わたしを活かす・地域をいかす～」を策定し、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかし、平成26年11月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、まだまだ、家庭内や職場、地域において、固定的性別役割分担意識が強く残っていることがうかがわれます。これは、男女共同参画が、あらゆる立場の人にとって必要という認識が広まらず、個々の意識改革につながらなかったものと考えられます。これらの反省をふまえ、今後は男女共同参画をさまざまな視点からとらえ、社会のあらゆる場において、男性と女性が個人として等しく尊重されるように、意識改革や環境整備を進めることが必要です。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を形成するために、次のステージの指針となる「第2次西条市男女共同参画計画」を策定します。

### 2 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らせる社会の実現を旨とします。

### 3 計画の性格

- ・この計画は、国の男女共同参画基本計画及び愛媛県男女共同参画計画を考慮したものであり、本市の特性に応じた男女共同参画社会の実現を目指し、西条市男女共同参画推進会議及び市民の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- ・この計画は、第2期西条市総合計画（平成27年度策定）に基づく、分野別計画です。
- ・この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく本市の基本計画として位置づけ作成したものです。
- ・この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、本市の「女性活躍推進計画」として位置づけ作成したものです。

### 4 計画の期間

この計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を計画期間とします。

ただし、この間、社会情勢の変化や進捗状況などに応じて、施策を効果的に進めるため、適宜見直しを行います。

## 第3章 計画策定の背景

### 1 世界・国の動き

平成7年(1995年)に北京で開催された「第4回世界女性会議」においては、「北京宣言」が採択され、女性への暴力、環境、政治参加を含む平成12年(2000年)までの優先事項として12項目の戦略目標が定められました。そして、平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、行動綱領が各国でどれだけ達成されたかを検討評価し、今後の各国の取るべき行動目標が成果文書として採択されました。

平成17年(2005年)には、第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)において、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、更なる女性の自立と地位向上に向けた取り組みや、今後の課題について協議されました。

平成22年(2010年)には、第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)が開催されました。

一方、国においては、平成8年(1996年)に内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。この答申は、第4回世界女性会議の成果を踏まえて、平成22年(2010年)までを念頭に男女共同参画社会への展望とその概念、目標を明確にして取り組むべき方向についてとりまとめたものです。政府はこれを受けて、平成8年12月に男女共同参画社会の理念を確立し、明確な目標を示す「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

更に、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取り組みを推進するため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成12年(2000年)には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年(2010年)までの施策の基本的方向などを明確にしました。平成13年(2001年)には、内閣府に男女共同参画局の設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の制定、平成14年(2002年)には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、平成16年(2004年)には「DV防止法」が改正されるなど、男女共同参画社会を推進していくための体制強化を図っています。

## 2 愛媛県の動き

愛媛県においては、昭和 62 年（1987 年）に女性の社会参加の促進、能力の開発などを図るための拠点として「愛媛県女性総合センター」が開館し、平成 3 年（1991 年）に男女共同参画を推進する中核機構として「えひめ女性財団」が設立されました。

平成 4 年（1992 年）には、「愛媛県女性行動計画」が策定され、その後、一部の改定を行いながら男女共同参画社会の形成に向け、様々な施策を総合的・体系的に展開しておりました。そして、平成 12 年度（2000 年度）に計画期間が終了したため、平成 13 年（2001 年）に新たに「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が策定されました。

さらに、平成 14 年（2002 年）には、愛媛県の特長や実態に即して実効ある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 18 年（2006 年）には、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」の中間改訂が行われ、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

平成 21 年（2009 年）には、平成 19 年（2007 年）の「DV防止法」の一部改正やこれに伴う平成 20 年（2008 年）の国の見直しを受け、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改訂しました。

平成 23 年（2011 年）には、「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、引き続き県民総ぐるみでの男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

## 第4章 計画の体系及び内容

# 1. 計画の体系

	主要課題	重点目標
ともに つくる 男女 共同 参画 社会	I 男女の人権の尊重	① 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶
		② メディアにおける人権の尊重
		③ 生涯を通じた女性の健康支援
	II 男女共同参画の視点に 立った意識の改革	① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践
		② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
	III 意思決定の場への女性 の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 女性の能力開発等の支援
		③ 様々な分野における男女共同参画の推進
	IV ともに支えあう 家庭と地域	① 男女がともに参画する家庭・地域づくり
		② 安心して子どもを産み育てられる環境の整備
		③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備
	V 働く場における 男女共同参画	① 男女均等な雇用環境の整備
		② 多様な働き方を可能にする労働環境の整備
		③ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画

## 2 計画の内容

# 主要課題Ⅰ 男女の人権の尊重

## 重点目標 1 配偶者・パートナーに対する暴力の根絶

### 1 現状と課題

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで何よりも大切なことです。あらゆる場面で、男女がお互いを思いやり、尊重する対等な関係を築くことが大切です。

しかし近年では、家庭内だけでなく、職場等においても、さまざまなハラスメントがみられ、問題となっています。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を見ると、特に女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性と比べて従属的な状況に追い込むものです。

また、女性に対する暴力は一部の人の問題ではなく、多くの人々にかかわる社会的な問題であるとともに男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした問題です。

こうした状況を踏まえ、暴力に対する厳正な対処、発生を未然に防ぐ環境づくりをし、被害者や保護を求める者に対する適切なケアが必要です。

○あなたの配偶者・パートナーから命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことがありますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
何度もあった	0.0%	0.0%	0.0%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
数回あった	0.4%	2.9%	1.7%	
全くない	99.6%	97.1%	98.3%	

○あなたの配偶者・パートナーから医師の治療が必要となる程度の暴行を受けたことがありますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
何度もあった	0.0%	0.0%	0.0%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
数回あった	0.4%	1.8%	1.1%	
全くない	99.6%	98.2%	98.9%	

○前記のような行為についてだれかに打ち明けたり相談したりしましたか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
友人・知人に相談した	18.3%	23.3%	22.0%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
家族に相談した	6.3%	20.9%	16.9%	
公的な機関に相談した	6.3%	2.3%	3.4%	
医師・弁護士に相談した	6.3%	2.3%	3.4%	
その他	6.3%	4.7%	5.1%	
誰にも相談しなかった・無回答	56.3%	46.5%	49.2%	

## 2 施策の方向

### (1) 暴力の発生を防ぐ環境づくり

- ・ 女性に対する暴力を根絶するためには、それが犯罪にも該当する決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。そのために、国の「女性に対する暴力をなくす運動」※の趣旨に沿った広報啓発活動を推進します。
- ・ 女性に対する暴力についての的確な施策を展開するため、実態把握に努めます。
- ・ DV防止法※、ストーカー規制法※などの法律や法制度が十分に理解されていない状況を踏まえ、法律及び法制度の周知や啓発活動に努めます。また、周知のための学習機会を提供します。

### (2) 被害者などへの支援

- ・ DV・婦人相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、地域包括支援センター等の各種相談先との連携により、DVの早期発見・相談につなげます。
- ・ DV・婦人相談員への被害者の相談援助に係る研修を充実し、相談員の資質の向上を図るとともに相談体制を強化します。
- ・ 警察・配偶者暴力相談支援センター、福祉総合支援センター※、子ども・女性支援センター※、裁判所、医療機関等の関係機関との連携を強化し、被害者の人権に配慮した最善の対応、切れ目のない支援が行われるようにします。
- ・ 緊急一時保護体制の充実について検討します。

## 用語解説

### ※ 女性に対する暴力をなくす運動

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成12年度から実施しています。期間は11月25日（国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」）を最終日とする2週間です。

### ※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人（パートナー）からの暴力。家庭内の弱者への身体的・心理的・性的虐待などを指します。言葉での威嚇、無視、行動を制限するなど心理的苦痛を与えることも含みます。

### ※ DV防止法

平成13年4月13日公布、10月13日に施行された法律。DVの被害者保護や加害者への罰則、国や地方公共団体の責務について規定されています。平成26年改正。

### ※ ストーカー規制法

平成12年5月18日公布、11月24日に施行された法律。「つきまとい」やそれを繰り返す「ストーカー行為」を規制しています。平成25年改正。

※ 福祉総合支援センター、子ども・女性支援センター

愛媛県では、平成 27 年 4 月 1 日より福祉に関する窓口を一元化し、中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所を「福祉総合支援センター」に組織統合しました。また、東予及び南予児童相談所は、各地方局の婦人相談員を移転配置することで、「子ども・女性支援センター」として相談機能を強化しています。

## 重点目標2 メディアにおける人権の尊重

### 1 現状と課題

インターネットの普及等により、発信された情報が社会一般に拡大していることに加え、それらの情報が与える影響は更に拡大されています。このような変革は、女性が情報を得ることや情報発信を行うことを容易にし、男女共同参画の推進に役立つ一方、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報など、女性の人権に対する配慮を欠いたものが見受けられることが少なくありません。

男女共同参画推進に関してメディアの果たす役割は重要であり、男女の人権に配慮した表現はもとより、性別に基づく固定観念の解消が必要とされています。メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー※）の向上が求められます。

○メディアにおける性表現、暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	22.7%	26.0%	24.5%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	26.6%	26.5%	26.6%	
女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	15.9%	12.9%	14.4%	
女性に対する犯罪を助長するおそれがある	9.7%	11.8%	10.8%	
女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	8.0%	5.3%	6.6%	
特に問題ない	6.0%	5.3%	5.6%	
その他・わからない・無回答	11.1%	12.1%	11.5%	

## 2 施策の方向

### (1) メディアの重要性の認識

- ・ これからの社会は、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力が必要です。このメディア・リテラシーの重要性について広報・啓発活動を行います。
- ・ 学校教育・社会教育を通じて IT 技術を身につけることはもとより、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。

### (2) 男女の人権を尊重した表現の促進

- ・ 市が作成する広報、出版物、ホームページなどにおける性にとらわれない表現を促進し、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージづくりに努めます。また、企業や団体に対しても、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう働きかけます。

## 用語解説

### ※ メディア・リテラシー

テレビや新聞などメディアからの情報は、すべて構成されたものであることを自覚し、これらを受動的に受け止めるだけでなく、その情報を読み解き、使いこなす能力のことです。

## 重点目標 3 生涯を通じた女性の健康支援

### 1 現状と課題

男女が、生涯にわたって、心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。

女性も男性も、一人ひとりがそれぞれの身体の特徴を十分理解し、お互いに思いやることのできる社会をつくることも重要です。特に女性は、妊娠や出産をするための仕組みが備わっており、思春期、妊娠・出産期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージを通じ、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあるため、継続してその健康を支援して行くことが必要です。

近年における、女性の社会進出の進展や、出産年齢の上昇など、女性の生涯にわたる健康を支援するためには、心身両面からの健康支援や相談体制が重要であり、保健福祉や教育分野とも連携を図り、総合的な施策を推進することが必要です。

さらに、思春期や更年期の心身の変化に対する無理解、望まない妊娠、中絶や性感染症の危険、子どもを産むことの強要などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重することが求められます。

また、ライフスタイルが多様化し、家族形態が大きく変容するなかで、食生活も大きく変わりつつあります。心や体の健康に欠かすことのできない命の源「食」の大切さについて理解を深め、家族の健康を守るために、女性も男性も「食」の生産・消費に関する意識を高めていかなければなりません。

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	資 料 出 所
出生率（人口千人対比）	西条市	8.7	8.1	人口動態統計 (厚生労働省)
	愛媛県	8.0	7.9	
	全国	8.3	8.2	
合計特殊出生率※	愛媛県	1.52	1.52	

項 目	平成 25 年度		平成 26 年度		資料出所
	受診者数	受診率	受診者数	受診率	
乳がん検診	4,456 人	34.7%	4,831 人	26.4%	西条市総合健診結果
子宮頸がん検診	5,099 人	18.8%	5,015 人	18.4%	

### 用 語 解 説

#### ※ 合計特殊出生率

女子の年齢別出生率の合計で、1 人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数をあらわす。

## 2 施策の方向

### (1) 生涯を通じた健康の保持・増進

- ・ 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期それぞれのライフステージを通じ、主体的に健康管理を行うことができるよう支援します。
- ・ 市の総合健診においては、レディースデイや託児付きのママ健診を実施し、女性が受診しやすい体制に努めます。
- ・ 健康づくり推進員活動などを通して、「自分の健康は自分で守る」という意識を持つよう地域的・組織的な健康づくりの啓発を行います。
- ・ 食生活改善推進員活動などを通して、「食」に関する正しい知識・情報の提供、食の安全・安心への意識啓発に努めます。

### (2) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ・ 女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）については、集団検診に加え、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診率の向上に努めます。
- ・ HIV／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や検査等の推進に努めます。
- ・ 薬物乱用防止や禁酒・禁煙対策の推進に努めます。

## 主要課題Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

### 重点目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

#### 1 現状と課題

市民意識調査における男女の地位の平等感では、「男性の方が優遇されている」と回答したものが73.7%と非常に高く、市民の意識や社会の習慣・慣行のなかには、いまだに女性に対する差別や偏見が見受けられるほか、様々な分野でいずれか一方の性に偏った役割分担が存在しています。

「男だから、女だから」という固定観念にとられすぎる社会は、男性にとっても女性にとっても生きにくい社会です。一人ひとりが尊重され、自らの人生を自由な選択で主体的に生きることが男女共同参画社会の基本となります。今後は、「男性の意識改革」に重点を置き、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面や機会を通じて、意識啓発（意識改革）活動を一層充実させ、男性にとっての新しい価値観を醸成していかなければなりません。

○社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
男性の方が非常に優遇されている	9.5%	8.4%	8.7%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	58.2%	70.8%	65.0%	
平等	16.9%	6.3%	10.9%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.6%	3.5%	3.9%	
女性の方が非常に優遇されている	0.9%	0.2%	0.5%	
わからない・無回答	10.7%	11.0%	10.9%	

○今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要と思うことは何でしょうか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること	30.4%	30.6%	30.5%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	14.3%	20.2%	17.5%	
女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	15.8%	23.7%	20.0%	
政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること	10.3%	5.6%	7.7%	
法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること	10.6%	7.4%	8.7%	
その他・わからない・無回答	18.7%	12.6%	15.4%	

## 2 施策の方向

### (1) 様々な機会をとらえた広報啓発活動

- ・ 男女共同参画週間（国：6月23日～29日）、男女共同参画推進週間（県：6月17日～23日）に合わせた広報啓発活動に努めます。
- ・ あらゆる分野に「男女共同参画の視点」を取り入れ、職場、家庭、地域における習慣、慣行の見直しを進めるとともに、市報や西条市のホームページなどを活用した広報啓発活動や、男女共同参画に関する情報提供に努めます。
- ・ 本市の男女共同参画の進捗を客観的に把握するために、定期的（4年ごと）に調査を行い、実態把握に努めます。調査の統計は、必要に応じて公表します。

### (2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

- ・ 市民の男女共同参画に対する意識形成のための講演会、セミナー等を開催します。
- ・ 男女共同参画の学習講座や、先進地域の研修の実施に努めます。

## 重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

### 1 現状と課題

市民意識調査や国・県の世論調査によると、学校は男女平等であるという回答が多く見られ、実際、差別的な待遇は少なくなってきました。また、近年、子どもに受けさせたい教育の程度も、大学までを考えている親が増えてきたことがわかります。

その要因の一つは、教育の重要性が認識されてきたことと、教育の場における男女平等の意識が、以前に比べ、かなり浸透してきた結果だと考えられます。

次代を担う子どもたち一人ひとりが、自立して生きられる社会づくりに向け、根強く残る固定的な枠組みや慣習を改めていくことは、今後もさらにすすめていく必要があります。

男女共同参画についての意識や自立の意識を養うためには、幼児期から一貫した男女平等観に立った教育が必要です。そのためには、家庭・学校・社会が連携し、相互に補完しあうことにより、教育効果を高めていかなければなりません。

○学校教育の場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
男性の方が非常に優遇されている	2.3%	3.0%	2.7%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	9.7%	15.1%	12.5%	
平等	63.9%	52.4%	57.5%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	5.7%	1.9%	3.5%	
女性の方が非常に優遇されている	2.9%	1.2%	1.9%	
わからない・無回答	15.5%	26.5%	21.8%	

○あなたは自分の子どもに対して、どの程度の教育を受けさせたいと思いますか。

項 目	男の子の場合	女の子の場合	資 料 出 所
高等学校まで	2.9%	3.3%	愛媛県男女共同参画に関する 世論調査 (平成 26 年実施)
専門学校まで	2.4%	3.9%	
短大・高等専門学校まで	2.0%	8.7%	
4年制大学まで (6年制を含む)	38.2%	29.5%	
大学院まで	4.2%	2.0%	
子ども次第	46.5%	47.1%	
その他・わからない・無回答	3.7%	5.5%	

## 2 施策の方向

### (1) 学校教育、就学前教育における男女平等教育の推進

- ・ 学校教育全体を通じて、児童生徒が人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力について理解できるよう、教材や資料を作成し活用します。特に、家庭科教育などでは、学習指導要領にあるように家族・家庭の重要性を認識させるよう、その趣旨の普及・徹底に努めます。
- ・ 学校において男子向き・女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、自身で主体的に選択でき、幅広い進路決定ができるよう意識啓発を行います。
- ・ 教師などが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるように、男女共同参画に関する研修などの取り組みを促進します。

### (2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

- ・ 相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間関係を形成するため、家庭教育についての学習機会や性的少数者等に対する理解・学習の充実を図ります。
- ・ P T A・女性団体・高齢者など地域の団体・個人に対し、女性問題の解決のための学級・講座などの開設、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供に努めます。

# 主要課題Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大

## 重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 1 現状と課題

地域、職場、行政、議会など、社会活動の中で政策や方針決定の場への女性の参画は、まだ、かなり低い状況にあります。特色あるまちづくりには、生活者の視点をはじめ、女性の感性や経験や知恵を、あらゆる分野に活かし、反映させることが求められています。

しかし、西条市においては、審議会等に占める女性委員の割合は徐々に増えてはいるものの、まだまだ低く、女性のPTA会長の割合は、以前に比べ、後退している状況です。

市民の生活に直接かかわる法令や事業計画などに、市民の声が最大限に反映されるためにも、男女が同じように参画していくことが求められます。

今後、公的分野、私的分野を問わず政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、女性自身も意識改革を行い、自らの能力を高める努力を続けるとともに、男性も女性の参画に理解を深め、サポートしていくことが大切です。

○西条市の政策について女性の意見がどの程度反映されていると思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
十分反映されている	3.2%	0.2%	1.5%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
ある程度反映されている	17.8%	14.4%	16.0%	
あまり反映されていない	18.6%	18.3%	18.6%	
ほとんど(全く)されていない	6.9%	3.9%	5.2%	
わからない	50.4%	58.2%	54.4%	
無回答	3.2%	4.9%	4.3%	

○最近、女性もいろいろな分野に進出するようになりましたが、まだ重要な政策や様々な方針決定の場への参画が少ないといわれています。その原因はどこにあると思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
男性優位の組織運営	30.3%	28.4%	29.2%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
女性側の積極性が十分でない	15.0%	13.6%	14.2%	
家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識	13.5%	16.0%	15.0%	
家族の支援・協力が得られない	11.1%	12.5%	11.9%	
女性の能力開発の機会が不十分	10.9%	10.6%	10.7%	
女性の活動を支援するネットワークの不足	9.3%	9.7%	9.6%	
その他・わからない・無回答	9.8%	9.2%	9.4%	

○各分野での女性の参画状況(平成26年度)

項目	市会議員	審議会等委員	自治会長	PTA会長	市役所役付職員
女性比率	10.7%	23.9%	6.2%	0%	9.4%

## 2 施策の方向

### (1) 行政における女性の参画拡大

- ・ 審議会等における女性委員の割合が平成 31 年度までに 30%を目標に、人数・比率などを定期的に調査・分析・公表しつつ、委員公募制、あて職などの見直しを行い、女性委員のいない審議会の解消を目指します。また、審議会等委員に登用できる人材の育成に努めます。
- ・ 政策・方針決定過程の透明性の確保という点から、情報公開を行い、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメント※の活用を促進します。
- ・ 市職員においても、本市の女性活躍推進行動計画※に基づき、女性職員の登用を積極的に行うとともに、研修や学習する機会を拡充するなど、女性の管理職への登用を促進します。また、市役所内部のプロジェクトチームなどへの女性職員を積極的に登用し、女性の意見を政策に反映させるよう努めます。

### (2) 市民活動、地域活動における女性の参画拡大

- ・ 自治会、PTA等の市民活動、地域活動における女性の登用状況について把握するとともに、女性の積極的参加・登用について、関係団体に働きかけていきます。また、女性団体の育成や情報発信に努めます。

## 用語解説

### ※ 審議会等

政策の立案、運営にあたり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関で、審議会、委員会、協議会等の名称で呼ばれています。

### ※ パブリックコメント

行政機関が行う新たな政策や制度の変更の際に、内容を広く住民に公表し意見を募集して、それを政策や制度づくりに反映させる仕組みです。

### ※ 女性活躍推進行動計画

2015年8月、企業に女性登用を促す新たな法律「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立。これにより、従業員301人以上の企業や自治体は、女性登用について、数値目標を含む行動計画の作成と公表が義務付けられました。

## 重点目標 2 女性の能力開発等の支援

### 1 現状と課題

これからの地域社会は、従来からの考え方や役割分担の見直しなど、発想の転換が求められています。これまで出番の少なかった女性の発想などが、新しい地域づくりをしていく鍵となります。そして、女性自らが自分らしく力をつけ、積極的に地域づくりに参画していくことが求められています。

しかし、市民意識調査結果が示すように、意思決定の場へ女性が参画すべきだと考えている人は多くいますが、実際に役職につきたいと考えている女性は少なく、女性側の意識が低いという現状があります。

男女がともに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、女性自らが意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となることが大切です。

そして、その女性の能力発揮のための体制づくりが求められています。

○あなたは、県や市の審議会委員に女性が「もっとついたらよい」と思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
そう思う	59.3%	53.1%	56.0%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
そう思わない	12.9%	13.9%	13.3%	
わからない・無回答	27.8%	33.0%	30.7%	

○あなたは、町内会長、自治会長に女性が「もっとついたらよい」と思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
そう思う	56.2%	33.9%	43.6%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
そう思わない	17.8%	29.9%	24.5%	
わからない・無回答	26.1%	36.2%	31.9%	

○もしあなたが、県や市の審議会委員への就任等について依頼されたとき、どうしますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
積極的に引き受ける	4.9%	2.8%	3.7%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
状況により引き受ける	28.9%	25.8%	27.2%	
ことわる	45.0%	49.9%	47.3%	
わからない・無回答	21.2%	21.6%	21.8%	

○もしあなたが、町内会長、自治会長への就任等について依頼されたとき、どうしますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
積極的に引き受ける	3.4%	1.9%	2.5%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
状況により引き受ける	38.1%	26.7%	31.7%	
ことわる	43.3%	56.4%	50.3%	
わからない・無回答	15.2%	15.1%	15.5%	

## 2 施策の方向

### (1) 女性の能力開発の促進

- ・ 女性の能力開発のための多様な講座を開催し、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。
- ・ 女性団体、グループ、NPO※などの学習活動の支援を行い、リーダーシップのとれる人材の養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。

### (2) 女性の能力発揮のための体制づくり

- ・ 男女共同参画づくりに向け活躍する団体やグループのネットワーク化を促進し、団体相互の情報交換・交流を通じ連帯の輪が広がるよう支援します。
- ・ 女性が重要な担い手であるボランティア活動、防災活動、NPO活動の実態を把握し、必要に応じて情報提供に努めます。
- ・ 生涯学習を推進し、そこで習得した知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりに努めます。

## 用語解説

### ※ NPO (Nonprofit Organization)

市民が主体となって営利を目的とせず、世の中のためになる活動（公益的活動）を継続的に行うことを目的として組織された民間の団体。

## 重点目標 3 様々な分野における男女共同参画の推進

### 1 現状と課題

防災に対する市民の安全・安心への意識は高まっており、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中で、危機管理体制の見直しが進められています。

地域の防災力の向上を図るためには、平常時からの備えが必要であるとともに、女性の参画や女性の視点を活かした活動ができる環境を早急に整えておく必要があります。災害対応において、女性が重要な役割を果たすことを認識し、防災政策の方針を決定する場や、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、女性がリーダーシップを発揮できるよう、平常時から参画の機会をしっかりと確保しておくことが重要です。

### 2 施策の方向

#### (1) 地域防災における女性参画の推進

- ・ 防災分野への女性の参画を促進するため、消防団員や防災士などの人材育成をはかり、地域防災力の向上を図ります。

#### (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

- ・ 防災に関する意識啓発と知識の普及を図ります。

# 主要課題Ⅳ ともに支えあう家庭と地域

## 重点目標 1 男女がともに参画する家庭・地域づくり

### 1 現状と課題

一般的に、家庭における家事労働については、そのほとんどを女性が負担しています。

男女共同参画社会実現の第一歩は、まず家庭からであり、この生活の最小単位である家庭において男女がともに協力し合うことが、地域、職場での男女共同参画を推進する原動力となります。男性も女性も家族としての責任を担い、仕事のみでなく、家庭において育児や介護を男女がともに担っていくという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境作りが必要です。

また、今後、より豊かな地域づくりを進めるに当たっては、男性と女性が、また市民と行政が責任を分かち合えるパートナーシップが重要になってきます。

○男性について、仕事と家庭生活、または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	2.3%	1.4%	1.8%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
あくまで仕事を優先させる	61.9%	50.6%	55.4%	
両立させる	26.1%	32.9%	29.7%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	2.6%	2.3%	2.5%	
家庭生活又は地域活動に専念する	0.3%	0.5%	0.4%	
わからない・無回答	6.9%	12.3%	10.3%	

○女性について、仕事と家庭生活、または町内会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	0.9%	1.2%	1.0%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
あくまで仕事を優先させる	17.2%	20.9%	19.3%	
両立させる	25.8%	44.5%	36.0%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	22.3%	19.5%	20.9%	
家庭生活又は地域活動に専念する	5.7%	3.5%	4.4%	
わからない・無回答	28.1%	10.5%	18.4%	

○現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
仕事に専念する	10.6%	5.8%	7.9%	西条市市民意識調査 (平成 26 年実施)
あくまで仕事を優先させる	42.7%	19.3%	29.5%	
両立させる	17.8%	22.0%	20.0%	
家庭生活又は地域活動を優先させる	6.0%	14.4%	10.8%	
家庭生活又は地域活動に専念する	5.7%	14.2%	10.3%	
わからない・無回答	17.5%	24.4%	21.5%	

## 2 施策の方向

### (1) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 公民館活動・P T A活動・自治会活動などへ男女がともに参画できるよう支援します。また、地域においては、子どもから高齢者までの世代間交流の場を提供し、地域の連携・強化を図ります。
- ・ 地域での環境保全活動においては、女性の果たす役割は極めて大きいことから、環境問題に関する情報の提供や環境学習の推進を図ります。

### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し

- ・ これまで家庭よりも仕事の方に目を向けがちだった男性が、意識やライフスタイルを見直し、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルを確立し、男性の生活的自立を支援するため、男性向け家事、育児、介護講座などを開催します。
- ・ 男女がともに家庭的責任を担えるよう、男性の育児・介護休暇取得や育児休業制度などについて、制度の周知及び取得率の向上に努めます。
- ・ 職業生活と家庭生活を両立するためには、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要です。特に、長時間労働を是正するよう、時間外労働の削減、年次有給休暇取得の促進等、男女ともにライフステージに応じて、希望に沿った職業生活と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。

### (3) 男女が共に参画する地域づくり

- ・ ボランティア・地域活動の情報収集を行い、様々な人々がその希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう情報提供を行います。また、ボランティア団体・地域活動団体への支援に努めます。

## 重点目標 2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

### 1 現状と課題

少子化や核家族化、女性の社会参加が進むなど、家庭生活の多様化などにより、子育てへの環境は大きく変化しています。子育ては、母親だけがするのではなく、父親、家族、地域全体で取り組まなければならないものであるとの認識のもと、社会全体で支援していく環境づくりが必要です。従来の「子育てと仕事の両立支援」の取り組みに加え、これからは、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」などの取り組み方針を掲げ、社会全体で支援していくことが求められています。

多様なライフスタイル、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実に努めるとともに、一人の女性に育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」の問題についても支援のあり方を検討する必要があります。

○家庭生活の場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項 目	男性	女性	全体	資料出所
男性の方が非常に優遇されている	11.5%	18.1%	15.1%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	32.1%	41.1%	36.8%	
平等	39.8%	23.9%	31.2%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	6.0%	3.5%	4.6%	
女性の方が非常に優遇されている	2.3%	2.3%	2.3%	
わからない・無回答	8.3%	11.2%	10.1%	

○女性は結婚したら、自分のことより、夫や子ども等家庭を中心に考えて生活した方がよい。

項 目	男性	女性	全体	資料出所
賛成	10.6%	7.9%	9.1%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば賛成	24.9%	25.8%	25.3%	
どちらかといえば反対	26.6%	23.7%	24.8%	
反対	20.1%	27.6%	24.3%	
わからない・無回答	27.8%	15.1%	16.3%	

○結婚しても必ずしも子どもをもたなくてもよい。

項 目	男性	女性	全体	資料出所
賛成	14.9%	18.8%	17.0%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば賛成	14.0%	16.7%	15.3%	
どちらかといえば反対	24.6%	23.2%	23.7%	
反対	25.8%	16.5%	20.9%	
わからない・無回答	20.6%	24.8%	23.0%	

## 2 施策の方向

### (1) 子育てを支援する環境の整備

- ・ 多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの見直しを行い、特別保育（延長保育、一時的保育、障害児保育、夜間保育、病児・病後児保育等）の更なる充実に努めます。
- ・ 子育ての孤立化や不安の解消を図るため、地域子育て支援センター※などにおける相談体制の整備、学習機会の提供、子育て家庭への情報提供、子育て支援ネットワークづくりに努めます。
- ・ 保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的預かり等、保育時間帯前後の育児支援を行うファミリーサポートセンター※の充実と資質の向上を図ります。
- ・ 育児・介護をしながら働き続ける労働者に対し、育児・介護に関する各種サービスについて、地域の具体的情報の提供を行うとともに、子育てに関する情報を提供します。

### (2) 児童の健全育成の促進

- ・ 小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、地域において豊かに生きていくことができるよう、活動・相談支援の充実に努めます。
- ・ 近年増加している児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との適切な連携を図ります。また、児童虐待を未然に防ぐために、子育て中の父母に対する教育・相談・支援体制の充実に努めます。
- ・ 子どもが心豊かにたくましく育つために、様々な世代の人々との交流を促進します。

### (3) ひとり親家庭等への生活支援

- ・ ひとり親家庭の自立支援を図るため、相談支援体制の充実を図ります。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。

## 用語解説

### ※ 地域子育て支援センター

地域の保育園などの中にあり、地域の子育て・家庭での育児不安などに対する相談指導、子育てサークル活動などを行う者の育成・支援、家庭的保育を行う者への支援などを実施する施設です。

### ※ ファミリーサポートセンター

育児・介護について援助を受けたい人（依頼人）と行いたい人（支援人）が会員となり、相互に助け合う制度。

## 重点目標 3 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備

### 1 現状と課題

平成 17 年 9 月 30 日現在に、65 歳以上の高齢者は 4 人に 1 人であったのが、平成 27 年 9 月 30 日では 3 人に 1 人となり、西条市でも高齢化は急速に進展しています。今後さらにこの割合は増えることが予想され、高齢者の一人世帯の増加や施設の不足、在宅介護の割合も増えるなど、新たな問題も予測されます。

また、これまで、介護の負担は女性が担っている状況がほとんどでしたが、最近では、男性の介護者や、働き盛りの子どもが親を介護することも増えています。介護によって仕事が制約される、あるいは離職せざるをえない状況も増える傾向にあります。

これらの問題に対応するためには、介護体制の整備や精神保健対策の充実とともに高齢者や障害者の社会参画の機会を確保し、すべての男女が自立して明るく意欲的な生活を送ることができるよう環境の整備をし、**健康寿命**※を長く保てる工夫を考えていかなければなりません。

#### ○65 歳以上人口の状況

	総人口	65 歳以上人口	高齢化率	
西条市	113,127 人	32,166 人	28.39%	平成 26 年 4 月 1 日現在
愛媛県	1,396,796 人	409,546 人	28.66%	
全国	12,730 万人	3,190 万人	25.10%	平成 25 年 10 月 1 日現在

#### ○西条市の男女別高齢者人口（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	65 歳以上	75 歳以上	総人口
男 性	13,950 人 (42.1%)	6,420 人 (37.0%)	53,971 人 (48.1%)
女 性	19,221 人 (57.9%)	10,949 人 (63.0%)	58,291 人 (51.9%)
計	33,171 人 (100.0%)	17,369 人 (100.0%)	112,262 人 (100.0%)

#### ○西条市の要支援・要介護認定者数

	40 歳以上 65 歳未満	65 歳以上 75 歳未満	75 歳以上	計
平成 17 年度	153 人	678 人	4,320 人	5,151 人
平成 26 年 9 月末	145 人	616 人	5,660 人	6,421 人

## 2 施策の方向

### (1) 高齢者、障害者の社会参画促進

- ・ 高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報・啓発に努めます。また、高齢者が生きがいのある充実した生活をおくることができるよう、高齢者のニーズに沿った学習機会の提供を行います。
- ・ 高齢者が長年培ってきた知識や技術を活用し、社会参画できる環境の整備に努めます。また、地域に密着した就業機会を提供するシルバー人材センターの充実に努めます。
- ・ 高齢者、障害者が自立し、活動の場を広げ、社会参画を促進するため、施設や制度のバリアフリー※化を図るとともに、安心して生活できる住宅の確保や、ユニバーサルデザイン※によるまちづくりを促進します。

### (2) 高齢者、障害者を支える地域ケアシステムの構築

- ・ 高齢者・障害者が介護を必要とする状態になっても、介護の負担を家族に集中させることなく、地域での生活が送れるよう、福祉サービスや相談・支援体制を充実し、介護保険サービスの充実を促進します。また、介護保険を補完するため高齢者生活支援サービスの充実に努めます。
- ・ 高齢者が、介護状態になることを予防するとともに、地域活動に積極的に参加し、生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。
- ・ 通院の送迎や買い物介助、話し相手など、高齢者や障害者及びその家族を支え、地域の中で相互に助け合うしくみ作りに努めます。
- ・ 生活支援が必要な人たちを支援し、見守り、地域とのつながりを作る取組の充実を図ります。

## 用語解説

### ※ 健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間の事です。

### ※ バリアフリー

障害のある人が社会生活する上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。物理的障壁だけでなく、社会的、心理的、制度的なすべての障壁の除去の意味でも使われます。

### ※ ユニバーサルデザイン

まちづくりや商品デザインなどについて、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする考え方です。

# 主要課題Ⅴ 働く場における男女共同参画

## 重点目標 1 男女均等な雇用環境の整備

### 1 現状と課題

男女雇用機会均等法※では、募集、採用、配置、昇進など、雇用に関する男女差別が禁止されています。しかし現実には、実質的に女性が不利になるような要件がまだまだ見受けられ、景気の低迷が続くなか、パートや派遣などの不安定雇用や女子学生の就職難など、女性の雇用に関する問題が深刻化しています。そして、仕事の内容や評価の面においても男女間に格差があるのが現状です。

更に、職場における様々なハラスメント※は女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

これらの問題を解消するためには、女性自身の就業意識の向上と企業などへの積極的な働きかけをする必要があります。

○職場で男女の地位は平等になっていると思いますか。

項目	男性	女性	全体	資料出所
男性の方が非常に優遇されている	15.2%	17.9%	16.6%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば男性の方が優遇されている	45.8%	48.5%	47.1%	
平等	20.6%	13.0%	16.5%	
どちらかといえば女性の方が優遇されている	4.6%	3.0%	3.7%	
女性の方が非常に優遇されている	1.1%	1.6%	1.4%	
わからない・無回答	12.6%	16.0%	14.7%	

○夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。

項目	男性	女性	全体	資料出所
賛成	8.0%	3.5%	5.6%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
どちらかといえば賛成	30.4%	23.9%	26.7%	
どちらかといえば反対	21.8%	20.9%	21.2%	
反対	22.9%	33.6%	28.9%	
わからない・無回答	16.9%	18.1%	17.6%	

## 2 施策の方向

### (1) 雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進

- ・ 平成 26 年 7 月に改正された男女雇用機会均等法施行規則等の周知に努めます。
- ・ 男女がともに各人の個性と能力を発揮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない就業を可能にし、男女の職域の壁を解消するために、国や県労働局と連携をし、企業への働きかけに努めます。
- ・ 実質的な男女の均等確保を実現し、それぞれの能力を最大限にいかすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消することが必要となります。そのため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への取り組みの促進について企業に働きかけていきます。

### (2) 女性の就業分野拡大の推進

- ・ 女性労働者が、職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報を入手しやすいよう、女性の能力開発のためのセミナーや研修などの情報の提供に努めます。
- ・ 育児・介護などにより退職した女性の再就職に向けた講習・相談・自己啓発などの情報提供に努めます。

### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進

- ・ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得を理由とする不利益等の防止対策の徹底について企業に働きかけます。
- ・ 個別の問題が生じた場合、相談・苦情への迅速かつ適切な対応が取れるよう、相談体制の充実に努めます。また、企業における相談体制についても働きかけます。

## 用語解説

### ※ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中、出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進しています。平成 26 年に改正され、「すべての労働者の採用、昇進、配転などにおいて合理的な理由なく転勤を要件とすること」を禁止し、間接差別の禁止範囲が拡大されました。

### ※ ハラスメント

いろいろな場面での嫌がらせ、いじめのこと。その種類は様々ですが、他者に対する発言、行動などが、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。 パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど。

### ※ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、大衆の目に触れる場所へのわいせつな写真の提示、性的な冗談やからかいなど様々なものが含まれます。

## 重点目標 2 多様な働き方を可能にする労働環境の整備

### 1 現状と課題

少子高齢化が進み、女性の就労は労働力として大きく期待されており、仕事と家庭、地域生活の両立支援体制の整備が進められています。

しかし、育児・介護休業法が施行されてもなお平均出生率は下がる一方です。その背景には、厳しい労働環境があり「働きながらの子育ては負担が大きい」と思わせる要因が多く残されています。働く男女が安心して子どもを産み育てていくための支援を推し進めなければなりません。

これまで子育て中に離職する女性が多く、女性の労働力人口は30歳前半に大きく低下する傾向にありましたが、近年継続して労働する女性の割合が増加しています。そして、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる就業形態が求められています。

雇用・就業形態の多様化のなかで、労働者がその価値観、ライフスタイルに応じ多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要な課題です。

○一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。

項 目	男性	女性	全体	資 料 出 所
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	30.4%	33.4%	32.1%	西条市市民意識調査 (平成26年実施)
子どもができて、ずっと職業を続けるのがよい	36.4%	43.9%	40.6%	
子どもができるまでは、職業をもつ方がよい	10.6%	3.7%	6.7%	
結婚するまでは職業をもつ方がよい	2.6%	2.6%	2.5%	
女性は職業をもたない方がよい	2.6%	0.7%	1.5%	
その他・わからない・無回答	17.4%	15.8%	16.5%	

## 2 施策の方向

### (1) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

- ・ 育児休業・介護休業の周知徹底を図るとともに、企業に対する啓発に努めます。
- ・ 家庭的責任との両立を図りながら仕事を続けることができるファミリーフレンドリー企業※の育成に向け、企業に働きかけます。
- ・ 職場における女性の母性保護と健康の確保についての啓発に努めます。

### (2) 多様な就業ニーズへの対応

- ・ パートタイム労働者などの就業規則、賃金、保険などの労働環境の整備について啓発するとともに企業へ働きかけます。

### (3) 起業等の女性のチャレンジ支援

- ・ 起業を目指す女性のために西条産業情報支援センターを活用し、必要な知識や情報の提供を行い、在宅勤務や SOHO※ など新しい就業形態の普及促進を図ります。

## 用語解説

※ ファミリーフレンドリー企業（家庭にやさしい企業）

「仕事」と「育児・介護」の両立ができる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行っている企業のことです。

※ SOHO (Small Office Home Office)

個人企業家や自営業者が情報通信機器（パソコンやインターネットなど）を活用し、小規模オフィスや自宅で仕事を行う形態。

### 重点目標 3 農林水産業、商工自営業における男女共同参画

#### 1 現状と課題

農林水産業や商工自営業に携わる女性が、生産や経営において果たしている役割は極めて大きいものがあります。しかし、徐々に改善されつつありますが、いまだに固定的な性別役割分担意識が残り、就労状態の性質上、仕事と家庭生活の区分が不明確であるため、労働力に応じた収益の分配を受けられず、女性の経済的地位や役員などの社会的地位が得られていないのが現状です。

男女を問わず、その持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定に参画できる社会を実現するために、意識改革の促進と就労環境の向上に努める必要があります。

○西条市

項 目	
西条市の農業就業人口に占める女性の割合（販売農家）	50.5%（平成 22 年）
家族経営協定※締結数	45 戸（平成 27 年 3 月末）
農業委員への女性の登用	0 人（平成 27 年 3 月末）

## 2 施策の方向

### (1) 女性の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画

- ・ 生産や営業に占める女性の役割の重要性を認識・評価し、これまでの性別役割分担意識と、それに基づく習慣を改め、家庭や地域における女性の地位向上が図れるよう意識啓発に努めます。
- ・ 農協・漁協及び商工関係組織に女性の意見を反映させるため、女性役員の積極的登用や方針決定過程への参画を関係機関へ働きかけます。また、各種委員会への女性の登用を促進します。

### (2) 女性の労働条件の改善と技術経営能力の向上

- ・ 農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働環境や労働条件改善のための情報の提供に努めます。
- ・ 農業に従事する女性や後継者等の家事労働・農業労働が適正に評価されるとともに、それぞれ個人としてその地位や役割が尊重され、農業経営のパートナーとして能力を十分発揮できる環境づくりのため、家族経営協定の周知を行います。
- ・ 農林水産業、商工自営業に従事する女性のための経営能力・技術の向上を図る研修、講座などの情報提供に努めます。

### (3) 女性が活動しやすい環境づくり

- ・ 農林水産業・商工自営業に従事する女性の自主的な学習グループの育成と活動の支援に努めます。
- ・ 特産物の加工販売など女性の意見を活かした経営と起業化のための研修などの支援を行い、広域的な活動・情報ネットワーク化を推進します。
- ・ 消費者ニーズの把握・マーケティングによる販売戦略における女性の活用を促進します。
- ・ 地産地消運動、農村と都市との交流、グリーンツーリズム※を通じた消費者との双方向のコミュニケーションを促進します。

## 用語解説

### ※ 家族経営協定

農業に従事する世帯員の地位や役割を明確にするために、就業条件、収益の分配、経営方針など、家族間でルールを定め、文書化することです。協定締結の効果としては、女性を共同経営者として位置づけること、女性が就農しやすい環境づくりに役立ちます。

### ※ グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

## 第5章 推進体制

### 1 計画の進行管理・公表

計画の実効性がより高められるよう、定期的に進捗状況を把握するとともに、数値目標を定め市民に公表することで、積極的な施策の推進を図ります。

あらゆる施策が男女共同参画の視点に立って実施されるように、担当課と関係部署が横断的に連携し、啓発及び具体的な事業実現を目指します。

進捗状況については、報告書を作成し、その内容については「男女共同参画推進会議」において検証するとともに、必要に応じて市民に公表します。

### 2 西条市職員の研修機会等の充実

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野への男女共同参画を、全庁的課題として取り組み、施策へ反映していくことが必要です。そこで、すべての西条市職員が「男女共同参画の視点」を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

### 3 国・県・関係機関・市民との連携

男女共同参画社会の実現をめざしてこの計画を着実に推進するためには、行政はもとより市民・民間団体・企業などが一体となって取り組む必要があります。国・県・市民団体・女性団体・民間企業・労働団体などとの連携を図っていきます。また、男女共同参画社会の実現は、市民の積極的な協力や理解なしには達成できません。家庭・地域・職場・学校など社会のあらゆる場で、市民一人ひとりが男女共同参画に主体的に取り組むことが望まれます。

## 数値目標

主要課題のうち、次の 8 項目について数値目標を設定し、今後 5 年間の重点目標として、計画の着実な推進を図ります。

	項 目	現状 平成 26 年度	目標 平成 31 年度
I 男女の人権の尊重	各種がん検診の平均受診率	19.0%	25.0%
II 男女共同参画の視点に 立った意識の改革	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	61.7%	80.0%
III 意思決定の場への 女性の参画拡大	審議会等への女性委員の登用率	22.7%	30%
	女性防災士の数	51 人	100 人
IV ともに支えあう家庭と 地域	ファミリー・サポート・センター 延べ利用者数	1,132 人	3,000 人
	地域子育て支援センターの数	6 か所	10 か所
	介護予防事業の延べ参加者数	4,192 人	4,500 人
v 働く場における男女 共同参画	女性起業塾の受講者数	20 人	30 人